

Title	村落生活と若者連：長野県諏訪市湖南区南真志野
Sub Title	Wakamono-ren, a young men's age group in rural life
Author	大淵, 英雄(Obuchi, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1966
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.6 (1966.) ,p.53- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000006-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

村落生活と若者連

— 長野県諏訪市湖南区南真志野 —

Wakamono-Ren, A Young Men's Age Group in Rural Life

大淵英雄

Hideo Ohbuchi

一. はじめに

村落にみられる諸集団の中から年齢階梯集団の一つである若者連¹⁾をとりあげる。

村落生活における若者連の役割は、村落とそこにみられる他の諸集団との相互関連によって規定されるので、村落を規定する諸条件が変化すればその意味を変えるものである。若者連は一般に村落生活で比較的多くの労働力を必要とする面——共有林野の保護管理、消火防水及びその警備、神事奉仕、娯楽社交の主催、「取持」など——で活躍してきた。

若者連を構成する若者は亦個々の家にとっても重要な労働力であった。それ故家生活の維持存続に必要なであれば、若者は村落を離れ家計補助の為に嫁ぎにも行った。この現象は若者連の構成員数を減少し若者連の活動を著しく制限することになる。村落と若者連との関連がここで問題とされねばならない。

更に若者連は社会教育の機能をもっている。それで村落生活でのリーダー層は多くの場合、既に若者連でリーダーとしての教育を経てきているといえよう。この意味で若者連の役職者の選出方法及び役職者としての資格とが、村落の権力構造の理解にとっても大切な問題となる。

以上の観点から長野県諏訪市湖南区南真志野²⁾の若者連(殊にそのうちの野明沢組若者連)の資料(主に明治期)を提示したいと思う。

資料 1~4 及び 7 は規約、資料 5, 6 及び 8~15 は活動状況及びその内容、資料 16~20 は構成員数の変遷及び役職者の選出の背景を示している。

- 註 1) 関係文書には「若連」、「若衆」などの名もみられるが、ここでは「若者連」で統一した。
2) 慶大大学院「社会学研究科紀要」第 1 号の南真志野の中間報告を参照。

二. 若者連資料

1.

第 十 月	四 壯 盛 社	明 治 九 年 丙 子
-------------	------------------	----------------------------

四壯盛社規則

第 壹 条

一、右社一統協議之上設立致候上者、方今内々之事情故、互ニ包蔵シ決而他言致問敷事

第 貳 条

一、賑盛場其外五三人集合致シ、酒興ニ耽リ酔釀ス共、必争鬭口論致問敷事

第 三 条

一、社中年齡定期ハ拾五歳ニ入入社致シ三拾歳迄、互ニ眞実無忘ニ勤務可致、且該社一般ニ関スル経費等賦課之儀者、人員ニテ課出可致事

右之条々堅ク可相守事

- 註 有賀恭一「諏訪の若者仲間」所収の「四壯盛社規(明治九年十月)」とは文章の表現に相違があるが、

主旨・形式とも同一である。この「四壯盛社」は従来の若者連が明治九年の解散令により廃止されたので、それに代るものとして同年に新設されたものである。名称の由来は、南真志野が四つの沢組(南沢組、野明沢組、仲村沢組、西沢組)から構成され、各沢組の一五才から三十才までの男子によって組織された団体であったためであろう。また各沢組にはそれぞれ四壯盛社の下部組織が存在した。これは明治九年以前の若者連の組織と同じである。若者連の解散令以降においても、若者連は消滅していない。強いて両者を区分すれば、四壯盛社は南真志野の範囲とそれを越えた範囲での活動(消防、御柱祭など)にその主力を置いていた。しかし、沢組の範囲では両者は殆んど区別がたいものであった。それは両者とも同一の構成員であったことのためであろう。

2.

第 七 月	規 則	明 治 九 年
野 明 講 社	簿	

第 七 条

一、若者連睦合相設有之上者幼長ニ至迄規則ヲ相守互ニ信実ヲ補助シ、且盛場等ニ於テ喧嘩口論等決不致候急度可候候事

第 三 条 出火消防規則

一、非常事当村勿論遠近ニ至迄見聞候者ハ互ニ適合至急出火之本ノ駈附、防備之目途ヲ相立一層取防可致救助、更ニ口論等堅ク可相慎事

第 三 条 入校規則

一、長男一五才ヨリ入校致シ三十才迄附合相定、我ヨリ年以下之者ヲハ引立、長生ニハ相隨ヒ其内規定總代索ヨリ組合之取締也、其意ニ相肖キ候者ハ急度処分可有之事、且亦取締之規則ハ年々七月廿三日御相談之上差替可致事

第 四 条 定儀睦合規則

一、睦合之儀ハ毎年秋葉山火祭り其他村中出払等私用ヲ除キ不都合ハ事短依而也、其外急度可相勤候、其節身熟之働等ハ互ニ勉勵可有之候事

第 五 条 不儀無礼規則

一、往来迎送人々相問之相悻無礼無之様又ハ夜中ニ至候テモ不儀有之間敷候、且村内之家々訪ヒ遊等ニ参リ手

拭冠リ等之儀心得違無之様万端懇念可致事

世話人 藤 森 獅 藏
同 断 関 金 作
矢 沢 重 藏
藤 森 喜 重
矢 沢 音 松
金 子 平 藏
藤 森 善 之 助
上 嶋 伝 藏
矢 島 官 藏
熊 沢 福 太 郎
金 子 豊 平
金 子 儀 一 郎
金 子 繁 藏
藤 森 繁 藏
藤 森 市 藏
原 健 次 郎

- 註 1) 四壯盛社の新設三ヶ月前であるが、野明沢組の若者連の規則である。「野明講社」の名称は他の文書にみられない。尚同年八月の「野明名面帳」には「若者」とある。又同一二年より数年間、「旧野明若連」の名がみえるが、これは沢組が新行政組織としての四十戸組の創設によりそれぞれ「旧組」と呼ばれたことによると考えられる。
- 2) 第三条に「長男」とあるが、野明講社は長男のみによって構成されたのではない。たとえば、藤森繁吉(三男)などのようにである。
- 3) 二名の世話人は同年八月の野明沢組の若者連の世話人と同一人である(同年の名面帳による)。

3.

四 月 日	共 有 山 林 保 護 防 護	明 治 十 九 年
四 壯 盛 社	規 約 簿	

約 定

今回耕地老ヨリ共有山林保護及ヒ火災消防之件依頼ニ応シ取裁候ニ附テハ、盛社老同協議ヲ遂ケ将来該事ニ対スル事務及ヒ背盟人処分之方法設クル左之如シ

第 七 条

一、南真志野人民共有山林保護之儀ハ盛社ニ於テ一日老名之廻視者ヲ置キ、其他常昇昇降之都度視認可致事

第三條

一、該盟約者之内万一心違ニシテ盜伐セン者有之捕獲相成候節ハ該与惣代へ通報之上一統協議ヲ要シ破盟可致、尚違約金トシテ五円ヲ取り其半額ヲ捕獲人ニ附与候事

第三條

一、加盟ニアラサル者ト雖共有山ニ入り伐採ト認メ捕獲候節ハ、人民總代へ通報シ法律ニ照準シ所置ヲ請求スル事

第四條

一、葛葉栗拾ヒ及茸狩蕨取り等之類ニ至ル迄鎌鉞又ハ鋤等ヲ携帶シ共有山ニ入り伐採セサレモ盜伐人同一之處分ニ執行候事

第五條

一、火災消防之儀ハ当村ハ勿論隣村ニ及ボスマテ盛社一同報鼓ヲ聞キ必ス出張可致事

第六條

一、火事場ニ於テ互ニ消防方救助ヲ励ミ決而喧嘩口論等致サル様共ニ相心得ヘキ事

但シ諍議口論等発端候者有之ハ其者ニテ費額負担候事

第七條

一、繩壹個、高張壹個、太鼓壹個、鷲口拾貳挺、天水桶拾貳個、手提灯八張、右消防器耕地惣代ヨリ相渡サレ候事

第八條

一、繩、高張、竜吐水、右三個ハ当会所中ニ備置シ出火之節ハ別帳当撰者ニテ取扱ヒヘキ事

但シ交替期限ハ八月廿三日トス、尤モ前年度当撰者ヲ除ク事

第九條

一、太鼓、右ハ壱組壱火事毎ニ取扱ヒ次番へ送附候事

第十條

一、鷲口拾貳挺、天水桶拾貳個、右道具人員割賦シ取扱ヒヘキ事

第十條

一、手提灯、右ハ掛リ惣代ニテ取扱ヒヘキ事

第十條

一、出火之節出頭候哉否哉ヲ会所ニ於テ掛リ惣代ニテ照査スル事

第十條

一、金拾円也

右之金額共有山保護並ニ火災消防事務科ト称シテ毎年耕地ヨリ盛社一同へ相渡サレ候ニ附テハ人員ニ割賦致シ候事

但シ一ケ年間不在出勤セサル者ハ加入セサル事、右之条々堅ク相守リ後日異論之筋発セサル為盛社一同協議決定候人名左ニ記載ス

盛社人名

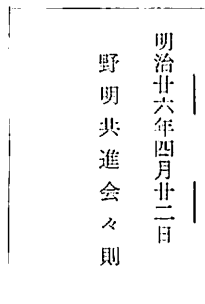
関	政	作
関	吉	作
関	利	助
原	万	平
長	峰	亀
	吉	

(以下九七名略)

註 1) 「明治十九年共有山保護火災消防 四社盛社 規約 第四月」にみられる規約と文章の表現の異なる箇所もあるが殆んど同一である。但し同書には盛社人員は七三名のみである。同書の後書には「右之事務耕地依頼ニ応ジ盛社一同ニテ明治十九年四月廿七日ヨリ始行候事」とある。

2) 尚、若者連と消防組との関連については拙稿「村落生活と消防組」(「哲学」第47集所収)参照。

4.



野明共進会々則

第十條

一、本会々名ハ野明共進会ト称ス

第十條

一、本会ハ学理上及実業上ノ研究風俗改良等ヲ以テ目的トス

第十條

一、本会々場ハ野明組共有堂ト定ム

第十條

一、本会々員ハ野明組盛社々員ヲ以テ組織ス

第十條

一、本会ハ会長及副会長一名宛ヲ選定スルハ毎年八月廿二日ヲ期シ改選スルモノトス

但シ本年八月ヨリ野明盛社世話人ヲ以テ会長副会長ト定ムル

第六條

一、本会ハ通常会臨時会ノ二種トス

第七條

一、本会開会閉会ノ時間ハ夜ノ長短ニヨリ伸縮スルモノトス

右之条々堅ク可相守事

会長 金子勘之丞

副会長 藤森万平

(以下略)

5.

明治廿六年十月九日
 討論演説
 算術演説
 及出席簿
 野明共進会

出席

○○○ 金子梅吉
 矢沢房藏
 ○○○○○ 藤森万平
 ○○○○ 金子要吉
 金子勘之丞
 藤森善藏
 ○○ 関清作
 ○○○○○ 藤森八郎
 ○○○○○ 関新三郎
 ○○○○○ 関孫太郎
 上嶋治三郎
 ○○○○○○○ 藤森坂市
 ○○○○ 熊沢万
 福田市藏
 ○○○○○○○ 藤森覚藏
 ○○○ 原亀平
 ○○○○○ 金子金吾
 ○○○ 藤森喜祖平
 金子長藏
 藤森万吉

一、算術

出会 十月九日

一、右同 " 十一日
 一、算術演説 " 十三日
 一、算術 " 十五日
 一、算術 " 十七日
 一、右同 " 十九日
 一、宍人之養子有用事ニテ他へ出シニ実父及養父方ヨリ重病之由告来リシニ何レへ行テ宜敷ヤ

出題者 藤森八郎君

一、養父 多数 藤森坂市君

一、実父 関新三郎君

十一月廿一日 閉会ス

註 1) 欠席のみの者のうち、矢沢房藏は同二七年の名面帳によれば北海道移住とある。金子勘之丞・藤森善藏は同二七年より若者連を抜けている(満期)。福田市藏は「休」とあり、蔵森万吉は名面帳に同二三年以降名がみえぬ。

6.

明治廿六年四月廿二日
 共進会諸費割簿

記

一金三拾五銭	丸シランブ岩筒
一金五銭五厘	石油入岩筒
一金三銭九厘	石油三合
一金三銭八厘	中折宍丈
一金貳銭五厘	石油代
一金貳銭	よぎ宍丁
〆金五拾貳銭七厘	
内金四拾七銭五厘	但シ宍人割銭
不足金五銭貳厘	金貳銭五厘ツ、取集メ

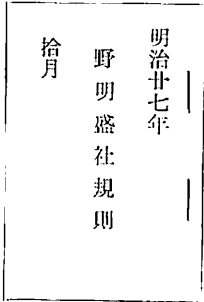
記

一金五銭貳厘	前度分割不足
一金岩銭	界紙拾板
一金岩銭八厘	ランブシシ宍本
一金二銭九厘	石油三合
一金拾岩銭	炭岩俵
廿七年三月十日	
一金貳拾四銭	酒宍升五合

- 一金四銭 溜り武木
- 一金六銭 白魚四合
- 一金拾銭五厘 こんびやく拾五板
- 一金六銭 干物七枚
- 三月九日
- 〆金五拾銭五厘 東屋
- 右之金共進会飯ニ正副会長ヲ設ケ
- 尚ヲ銀婚式ヲ祝シ親睦会ヲ開ク
- 三月十三日
- 一金四銭五厘 形紙 宍塚
- 一金五銭 登切明 原三平殿
- 〆金八拾貳銭九厘

村の一部となり(明治七年)、市町村制(明治廿一年)により湖南村は、旧村連合から全村的融合統一の傾向を一層強めてきた。これに対応し若者連は村落生活と行政村とからの二重の規制を強く受けるようになってきた。このような現象として、「野明盛社規則」、「野明共進会々則」がこの時期に設けられたのである。それは村落内自治組織の強化整備が行政村の強化統一と表裏の関係にあると考えられたからである。これを基礎として亦この時期に国家意識の高揚がみられるといえよう。このことは明治維新の政治改革を経て社会改革の普及確立の時期を迎えようとしているともいえよう。

7.



野明盛社規則

第 壹 条

一、野明盛社一同ニ於テ不都合ト認ルモノ有之候節ハ旧組内ニ申出其上所置ヲ請求スル事

第 二 条

一、盛社世話人ハ毎年八月廿五日ヲ期シ撰定スル上半途ニテ改撰スル事ヲ禁ス

第 三 条

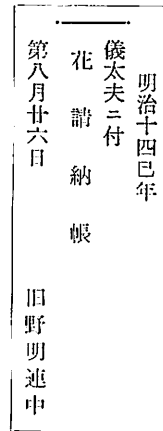
一、共進会ニ於テ懇親会或ハ親睦会ト名ケ猥リニ宴会ヲ開事ヲ禁

右之条々堅ク可相守事

註 1) 野明派組若者連の名称が「野明講社」、「野明共進会」、「野明盛社」であったりすることは注意しなければならない。なぜならば、従来の若者連の諸機能は、その機能ごとに新組織を造る傾向が認められ、それ故に村落生活における若者連の役割が大きく変化したのもこの時期であるからである。例えば、消防活動は消防組を新たに組織し若者連から切離された。さらに、若者連は天神講とともに社会教育の機能をもっているが、「学理上及実業上ノ研究風俗改良」のために、「野明共進会」を若者連とは別に組織している(構成員は同一)。

若者連は村落生活の要請により生れたものである。しかし、一藩制村であった南真志野村が湖南

8.



- 一金貳円 旧 組 中 老様
- 一金貳銭 治郎兵衛隠居様
- 一金貳十銭 西 組 中 様
- 一金貳十銭 南 組 中 様
- 一金三銭 関 軍 藏 様
- 一金拾銭 原 伴 三 様
- 伊藤甲子造様
- 金子源左衛門様
- 金子坂之助様
- 関 利 助 様
- 原 惣 市 郎 様
- 藤 森 赤 吉 様
- 原 折 右 衛 門 様
- 原 源 吾 様
- 中 組 中 様
- 高 遠 分 様
- 原 平 之 丞 様
- 〆三元九拾銭

註 当時若者連が「取持」って儀太夫の集りを催し、

それに対する花請である。合計三円九拾銭となっているが、それは「旧組中老様」貳円の下に「六拾銭」が消してあるのも含めたものであろう。他の三つの沢組からも花を請けさらに有志の花を請けている。その際の「諸入用帳」によると、野明沢組若者連では四円七銭六厘の支出、うち三銭五厘五毛は払済みで、残り三円七四銭五毛を若者連の頭割として一八人に割り、一人に二十銭七厘八毛を割当て負担させている。

9.

明治十五年	四壯盛社	入費割
第八月	惣代	原関
		繁金吉作

記

一金貳円也
 右ハ四辺貞行之所ハ伝物也
 一蠟燭奩箱 浅五郎
 代三拾三銭八厘
 貳貳円三拾三銭八厘
 右ヲ七拾四人割
 壹人ニ付三銭二厘
 二十五人
 一、八拾銭 西沢
 二十人
 一、六拾四銭 中村沢
 十七人
 一、五拾四銭四厘 野明沢
 十二人
 一、三拾八銭四厘 南沢
 (以下名面略)

註1) 四壯盛社の入費割は四つの沢組の若者連にまず「大花割」を行い、各沢組の若者連はそれを頭割にしてまかなっている。すなわち、四壯盛社は各沢組の若者連に財政的に依存している。ときには直接「耕地」にその財源を求めて四壯盛社は活動していた。

10.

明治十四年	組花割名面帳
第八月廿三日	旧野明連中

(名面略)

八月廿四日
 一、酒貳升 和三角
 代四拾銭
 一、南沢祝儀貳拾五銭 拾五銭繁吉
 拾銭金作
 八月廿七日
 一、西沢祝儀代三拾銭
 此内 一、金拾銭 繁吉出
 一、貳拾銭 金作出
 田辺祝儀
 一金五拾銭 繁吉出し分
 田辺花代
 一金貳円也 大花割分
 一、スン壱箱
 代三拾六銭八厘
 右ヲ七拾四人割
 壹人付三銭貳厘
 旧野明組分
 五十四銭四厘

註1) 繁吉、金作はこの年の世話人である。湖南村田辺耕地にも花を出している。その際、四壯盛社が花を出す形式をとり、その額は、四つの沢組の若者連に「大花割」され、それを各沢組若者連で頭割にしている。

11.

明治十五年	組花割名面帳
八月廿二日	旧野明連中

(略)

一金壹円貳拾銭

右之金拾八割

老人ニ付六銭七厘宛

関 助三郎

明治十六年八月廿二日

上酒五外角力後祝ニ被下

金三拾銭

右同人々御祝儀進上

註1) 秋葉さまの「火祭り」の日(八月二二日)に角力を行っている。当日の費用は若者連の頭割によっている。

金五円拾七銭

引残テ

九拾七銭七厘五毛

右不賸金額之儀ハ盛社協通ニ依リ課出仕候ト雖氏該賦課法方ハ今回限リトス、尤将来張替費額ノ儀ハ先般目錄見シ通り整頓相成候ハ、其際協議ノ上至当之賦課法相設ケ課出可仕管決定相成候也

(以下盛社連名略)

註1) 消防関係の費用は、南真志野耕地の協議委員会の決議により、その殆んどを「耕地」に依存している。不足を生じた際は、その不足金を四壯盛社で頭割にし、まかなっている。

12.

<p>明治十七甲申年 四月二十六日 提灯仕立入費割賦帳 四壯盛社</p>
--

記

一金五円四銭

右ハ東京日本橋品川町越後屋八郎兵衛方ニテ提灯式十
八張新規仕立金ナリ

一金貳拾七銭

右ハ提灯整頓箱詰ニテ送附相成候箱代金ナリ

一金拾三銭七厘

右出越金額二ヶ月分利子

一金六拾貳銭六厘五毛

右ハ東京ヨリ送附賃錢有賀耕地小泉惣三郎へ払

一金八銭

右ハ郵便税金四度分ナリ

金六円八銭七厘五毛

内

一金五円也

右ハ耕地ヨリ頂戴相成金員ナリ

一金拾七銭

右ハ箱売払代金ナリ

13.

<p>明治十七甲申年 半僧坊祭礼入費帳 改正九月十七日 野明連中</p>
--

一金壹円

右金員酒老樽代而藤森熊吉殿ヨリ受取り

記

一上酒三外 豊平

代貳拾五銭

一油五合 北ノ金弥

代拾四銭

一鱈壹升 房告

代拾六銭

一溜り五合 新七

代五銭

一豆腐三丁 浅五郎

代拾銭五厘

一豆腐貳丁 浅五郎

代七銭

一溜り壹合 新七

代二銭

一葱 健次

代沓銭
 一上酒五合 豊平
 代五銭
 一中折沓丈 町
 代四銭五厘
 一燧燭八丁 繁吉
 代八銭
 惣計 〆九拾八銭立払スミ
 九月十七日
 一金貳銭 箱入ニ也
 此分入費ニ用

註1) この場合の祭の費用を野明沢組から野明沢組若者連が受取ってまかなっている。残金二銭は次回に繰越している。

14.

明治廿一年
 八月廿二日
 組花割名面帳
 野明連中

(名面略)

明治廿一年八月廿二日買物

記

八月廿二日 どりやう代沓升
 一、金三拾銭 池田竹治より
 一、茄子 〆拾五銭 藤森房吉
 一、味噌 〆拾五銭 藤森房吉
 一、酒三升代三拾九銭五厘 野明組
 廿三日
 一、豆腐八丁代貳拾五銭六厘 藤森浅五郎
 一、酒貳升貳拾六銭 右同
 一、溜四合代四銭八厘 右同
 一、貳銭 経紙代大割一分
 一、六銭七厘 八月前分 藤森万吉殿払
 〆沓円四拾九銭六厘
 一、山林消防金
 一、貳円貳拾七銭四厘五毛
 此内引無七拾七銭八厘五毛残り有
 八月廿三日ニ原健次殿ニ預金

外ニ拾銭七厘 右同断
 亦外ニ拾三銭三厘七毛右同断
 〆金沓円〇沓銭九厘貳毛
 八月廿三日
 一金貳拾銭 中村沢使但シ原健治出シ分
 八月廿六日
 一金貳拾銭 西沢ね使 右同人出
 明治廿二年一月三日
 此分相済 初出入費
 一金三拾六銭五厘 不足分右同人出
 一金九銭六厘 右ハ角力扇子拾貳本耕地へ宛ル、此
 金原健治殿受取
 六月三十日
 一金八銭 右ハ上島治三郎広吉酒伊東正己殿ニ
 リ買物払
 八月廿二日
 一金四銭二厘 紙沓丈東やへ原健治出
 差引 〆金四拾二銭六厘
 右諸勘定相済候也
 一金沓円〇沓銭九厘貳毛
 右原健治預リ金利子金五銭出ス、
 利子金加へ
 〆金六拾四銭三厘貳毛
 右之通り次番へ引譲ル
 一金拾銭三厘上島治三郎分
 右花割金請取次番へ譲ル

註1)「山林消防金」を耕地から受け、若者連の会計に繰入っている。その残金を原健治(世話人)に「預金」し、引継時に「利子」をつけて次年度の世話人に引継いでいる。この年以降、毎年、野明沢組から「酒代」として若干の寄附を受けるようになった。

15.

明治廿二年
 八月廿三日
 山火災消防
 野保護金防
 保課
 盛元帳
 社

一金拾円也
 右ハ火災消防及ビ共有山林保護給
 一金八錢
 右ハ張灯紛失代
 〆金拾円八錢也
 内貳円八錢 消防入費不足分
 差引テ金八円
 右折半ス
 一金四円 失火ノ節出頭割
 一金四円 共有山林保護給
 一金四円也
 右七拾名割
 老名ニ付五錢七厘 老錢過
 一金老円拾九錢七厘
 貳拾老名 西沢分
 一金九拾老錢貳厘
 拾六名 中村沢分
 一金九拾六錢九厘
 拾七名 野明沢分
 一金九拾老錢貳厘
 拾六名 南沢分
 四口〆三円九拾九錢
 一金四円
 右九十四名割 一名ニ付四錢一厘
 一金老円〇六錢六厘
 二十六 中村沢
 一金老円〇貳錢五厘
 二十五 野明沢
 一金九十八錢四厘
 二十四 西沢
 一金八十錢
 二十 南沢
 〆三円八十九錢五厘
 十錢五厘過金
 一、八錢五厘 原市兵衛
 右二十二年一月三日聊筒及齋口繕ヒ代
 一、三錢 池田国三
 右ハ二十二年六月廿二日賦割紙代

防組員は一五才～三五才の男子である。

16. 明治九年(1876)から昭和三六年(1951)までの野明沢組の若者連の名面帳によりその人員をみると次の表の通りである。但し明治三七・八年と昭和五年は名面帳欠損のため除く。

年 度	総人員	休	実質人員	備 考
明治9年	20		20	
10	17		17	
11	16		16	
12	16		16	
13	16		16	
14	17		17	
15	19		19	
16	17		17	
17	18		18	
18	17		17	
19	17		17	
20	17	1	16	㊦1
21	16		16	
22	17		17	
23	17		17	
24	18		18	
25	20		20	
26	20	2	18	㊦2
27	17		17	
28	20		20	
29	18		18	
30	14		14	
31	14		14	
32	12		12	
33	12		12	
34	14	3	11	㊦2 ㊦1
35	8		8	
36	10	1	9	㊦1
37	—			
38	—			
39	14	3	11	㊦3
40	14	3	11	㊦3
41	15	2	13	㊦1 ㊦1
42	13	1	12	㊦1
43	16	1	15	㊦1
44	17	2	15	㊦1 ㊦1
大正1年	18	4	14	㊦1 ㊦3
2	17	3	14	㊦1 ㊦2
3	17	4	13	㊦2 ㊦2

註1) 火災消防給(「耕地」より支給)は、失火の際に出頭した者のみの頭割にされ各人に支給される。共有山林保護給(「耕地」より支給)は頭割にされ各人に支給される。火災消防・山野保護は四壯盛社が行っている。但し、翌二三年からは、「南真志野消防組」の設立により、四壯盛社から別れる。消

年 度	総人員	休	実質人員	備 考
4	17	1	16	㊦1
5	20		20	
6	20		20	
7	14		14	
8	15		15	
9	19		19	
10	15		15	
11	15	3	12	㊦3
12	15		15	
13	15		15	
14	19		19	
15	24		24	
昭和2年	21		21	
3	22	2	20	㊦2
4	19	2	17	㊦2
5				
6	15	1	14	㊦1
7	16	1	15	㊦1
8	14		14	
9	11		11	
10	10		10	
11	14		14	
12	12	1	11	㊦1
13	12	3	9	㊦1 ㊦2
14	13	5	8	㊦5
15	6	1	5	㊦1
16	9	1	8	㊦1
17	8	2	6	㊦2
18	8	2	6	㊦2
19	7	2	5	㊦2
20	8	4	4	㊦4
21	21	1	20	㊦1
22	19		19	
23	21		21	
24	18		18	
25	12	1	11	㊦1
26	13	4	9	㊦4
27	12	2	10	㊦2
28	12	4	8	㊦4
29	12	2	10	㊦2
30	13		13	
31	17		17	
32	15		15	
33	14		14	
34	13		13	

年 度	総人員	休	実質人員	備 考
35	13		13	
36	11		11	

註 1) 「休」とは若者連のメンバーではあるが、特別の事情を考慮されて休むことである。
 それには、在学中の場合(㊦)、出稼などのために不在であるか、不在勝ちの場合と病気の場合(㊦)、入営中、出征中、徴用中などの場合(㊦)がある。

17. 野明沢組の若者連の役職者名をみると次の通りである(明治九年より同三六年迄)。

年 度	世 話 人	二 番 札	三 番 札
明治9年	藤 森 吉 藏 ¹³ 岡 金 作 ⁶		
10	藤 森 喜 重 郎 ² 金 子 平 藏 ¹⁹		
11	矢 島 官 藏 ⁸ 岡 金 作 ²¹	藤 森 善 之 助 ⁸ 金子儀一 ¹	
12	藤 森 太 右 衛 門 ²¹ 金 子 平 藏 ¹⁹	藤 森 善 之 助 ⁸ 熊 沢 伴 右 衛 門 ²¹	
13	熊 沢 伴 右 衛 門 ²² 藤 森 善 之 助 ⁵	岡 金 作 ¹³ 金子儀一 ¹	
14	岡 原 金 繁 作 ¹⁴ 矢 沢 金 三 郎 ¹¹	金子平藏 ² 矢 沢 万 三 郎 ¹⁴	
15	岡 矢 沢 金 三 郎 ¹¹	熊 沢 伴 右 衛 門 ²¹ 金子儀一 ¹	
16	原 矢 沢 万 三 郎 ¹⁶ 矢 沢 磯 吉 郎 ²⁰	金子儀一 ¹ 熊 沢 伴 右 衛 門 ²¹	藤 森 市 造 ¹³ 森 房 吉 ¹⁰
17	矢 藤 磯 吉 郎 ¹⁶ 原 森 市 健 藏 ²⁰	藤 森 市 健 藏 ¹⁰ 藤 原 市 健 藏 ²⁰	
18	藤 森 市 藏 ¹⁰ 矢 沢 磯 吉 郎 ¹⁷	藤 森 房 吉 郎 ¹⁰ 金子勘三 ¹⁷	金子勘三 ¹⁷ 藤 森 万 善 藏 ¹⁰
19	藤 森 房 健 吉 治 ¹⁷ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	金子勘三 ¹⁷ 金子沢房 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
20	藤 森 房 吉 郎 ²⁸ 金子勘三 ¹⁷	金子沢房 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
21	金子勘三 ¹⁷ 藤 森 房 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
22	藤 森 房 吉 平 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
23	藤 森 房 吉 平 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
24	藤 森 万 平 治 ²⁷ 金子勘三 ¹⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
25	金子勘三 ¹⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
26	原 金 子 勘 三 ¹⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
27	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
28	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
29	金子勘三 ¹⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
30	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
31	金子勘三 ¹⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
32	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
33	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹
34	藤 森 万 平 治 ²⁷ 藤 森 万 平 治 ²⁷	藤 森 万 吉 郎 ²⁸ 藤 森 万 吉 郎 ²⁸	藤 森 万 善 藏 ¹⁰ 金子儀一 ¹

年度	世話人	二番札	三番札
32	関新三郎 熊沢万42	金子金吾 関孫太郎	
33	金子金吾 藤森坂41	関新三郎 熊沢万	
34	藤森喜平 金子金吾47	関新三郎 熊沢万	
35	金子金吾 熊沢万		
36	藤森喜平 藤森市司54		

註 1) 役職者は世話人二名で、二番札三番札は年により設けない場合もある。明治三九年以降は二名の世話人のみの選出である。(但し明治四一年は二番札一名を選んでいる。)

明治一六年度に三番札を設けたのは「御柱祭」のためである。同二二年も同様。同二一年には「右御舟祭付三番札ヲ取ル」とある。

2) 尚、南真志野では「村相撲・村芝居・祭文などを、年内に数度行ったが、明治二十二・三年頃から漸次に衰えた」(有賀恭一「諏訪の若者仲間」八三頁)。このことは同二三年から三番札がなくなっていることと対応しているとみることもできよう。

3) 世話人の名前の次の番号は、資料18の氏番号である。

18. 野明沢組若者連の構成員と構成員であった期間(直線で示す)は別表の通りである。

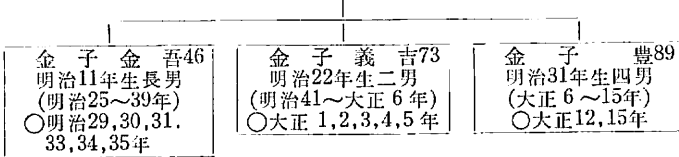
註 1) ○印は野明沢組若者連の世話人を示す。但し明治四十年は世話人の記載なし。
2) ?印は若者連の構成員であったと推定されるにもかかわらず、その年の「名面帳」にその氏名の記

載がないことを示す。但し明治三七・八年及び昭和五年は「名面帳」の欠損によるものである。

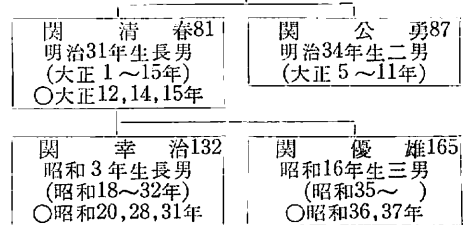
- 3) ×印は出稼ぎ・兵役・在学中などのための「休み」を示す。
- 4) ⊗印(昭和一七年の127の場合)はその年の世話人であるにもかかわらず「休み」と記載されていることを示す。
- 5) 一五才から三十才までの男子によって若者連は構成されたが、その全期間若者連の構成員であった者はそれ程多くない。「名面帳」に記載されず、その氏名も記載されずに、実際には「休み」であった者の数は、明治の初期(あるいは既にそれ以前)からかなり多かったと考えられる。
- 6) 「御柱祭」の年に当る明治一一年・同一七年・同二三年・同二九年・同三五年・同四一年・大正三年・同九年・同一五年・昭和七年・同一三年・同一九年・同二五年・同三一年の各年の世話人(世話人の任期はその年の八月二十二日から一年間であるので、御柱祭のときの世話人は、例えば明治一一年の場合は前年の十年の世話人)は、世話人の経験者かその年以降において世話人に幾回か選出される人である。このことは祭り若者連の関係を示すとともに、「御柱祭」が大切な祭りであることを表わしていると考えられる。但し昭和一九年の御柱祭の若者連世話人同一八年の世話人の場合は、戦時中であつたので例外であるが、それでも世話人のうちの一人は一番の年長者を選んで

一人で幾度も世話人に選出される人もあり、世話人に全くならない人もいる。そこで次に世話人が特定の家ないし家々の系譜に集中しているか否かをみることにする。

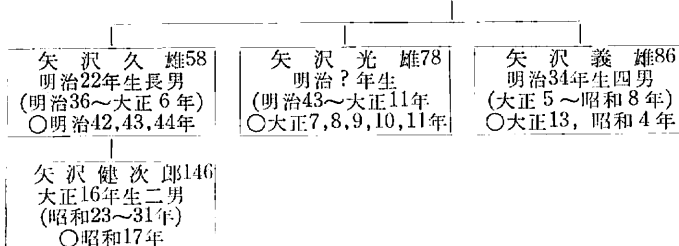
19. (A)金子長内



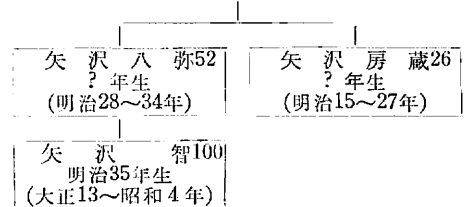
(B) 関清作33
?年生
(明治17~31年)



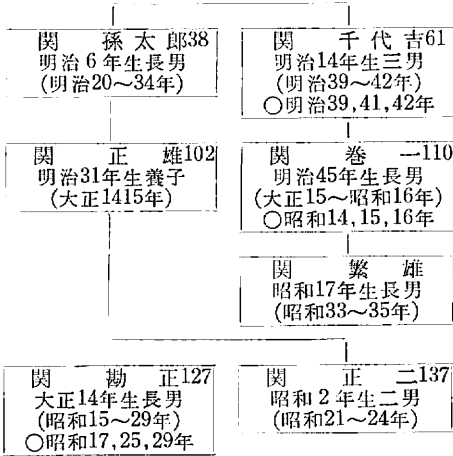
(C) 矢沢万三郎11
?年生養子
(~明治17年)
○明治15,16年



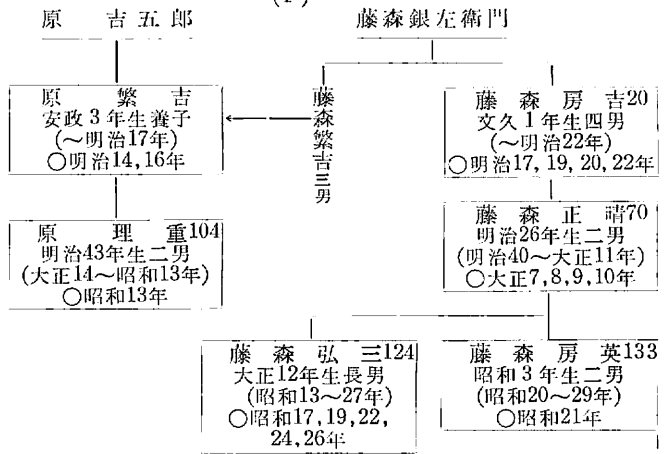
(D)矢沢新助養子



(E)



(F)



註 1) 氏名の次の番号は資料18の氏名番号を示す。()内は若者連の構成員であった期間を示す。○印は世話人であった年を示す。

者連は組織され運営されていたといえよう。更に、養子の場合、その殆んどが世話人ではない。

世話人を数回にわたって行った者は特定の家ないしは家の系譜を同じくする家々に集中していることがわかる。従って、これからの家々の若者をリーダーとして若

20. 昭和三年の「野明沢貯金組合」の「貯金原簿」から次の表を作った。

氏名番号	貯 金 期 間	貯 金 総 額	世 話 人 の 年 度	若 者 連 参 加 期 間
83	昭和3年8月25日~4年4月20日	90銭	大正14・昭和2・3年	大正3~昭和3年
84	" ~ 4・4・22	6円51銭	昭和2・3年	" 3~" 3年
86	" ~ 6・8・22	19円37銭	大正13・昭和4年	" 5~" 4年
88	" ~ 4・8・22	1円72銭	—	" 6~" 3年
92	" ~ 7・12・1	26円70銭	昭和4・6・7年	" 9~" 7年
95	" ~ 6・6・1	6円04銭	—	" 11~" 4年
97	" ~ 7・12・19	19円33銭	昭和8・9・10年	" 12~" 10年
98	" ~ 7・7・30	27円62銭	—	" 12~" 7年
100	" ~ 6・7・31	3円72銭	—	" 13~" 4年
101	" ~ 6・6・1	4円69銭	昭和6年	" 13~" 6年
103	" ~ 5・8・20	12円71銭	—	" 14~" 4年
104	" ~ 7・7・30	5円71銭	昭和13年	" 14~" 13年
105	" ~ 7・12・1	26円54銭	昭和10・11・12年	" 14~" 13年
106	" ~ 7・12・19	7円94銭	昭和11・12・13年	" 14~" 13年
107	" ~ 7・12・19	5円61銭	—	" 15~" 8年
108	" ~ 7・9・24	27円12銭	昭和14・15年	" 15~" 15年
110	" ~ 7・12・1	15円80銭	昭和14・15・16年	" 15~" 16年
111	" ~ 7・12・19	5円52銭	—	" 15~" 12年
113	" ~ 7・7・30	5円20銭	—	昭和2~" 3年
115	" ~ 7・12・1	8円05銭	—	" 3~" 8年

註 1) 「野明沢貯金組合」とは、野明沢組の若者連の構成員の貯金を月掛けでまとめて、若者連が湖南信用購買組合に貯金するために組織した組合である。

その貯金で若者連が何かに使うのではなく、個人貯金を若者連がまとめて貯金し、個人の希望でもって何時でも引出すこともできたのである。

2)「貯金総額」には利子も含まれている。

二十名のうち一回でも世話人をした者は一名である。
そのうち六名は貯金総額一五円以上である(86, 92, 97,
105, 108, 110の場合)。他の四名のうち, 83, 84は貯金

総額が少ないが, それは貯金期間八ヶ月であるためであ
ろう。しかしその四名とも若者連を抜ける年かその前年
に世話人になっている点は共通である。それは年齢階梯
集団である若者連の性格を表わしていると考えられる。

18. (別表) 野明沢組若者連の構成員及び役職者の変遷

